

景観法に基づく届出手続き要領

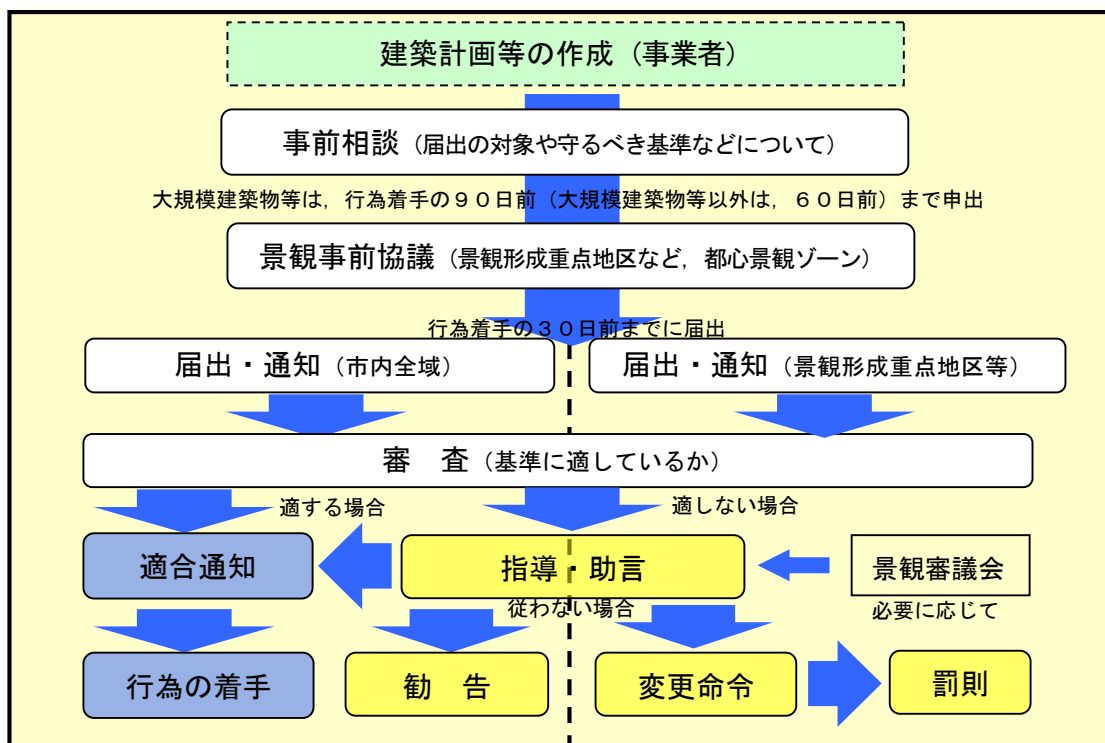
制定	平成19年	9月29日
改正	平成20年	8月25日
改正	平成21年	1月17日
改正	平成23年	3月25日
改正	平成24年	3月26日
改正	平成24年	10月24日
改正	平成26年	6月30日
改正	平成27年	3月11日
改正	平成28年	12月27日
改正	平成29年	12月11日
改正	平成31年	3月26日
改正	令和2年	12月23日
改正	令和7年	3月25日

宇都宮市都市整備部景観みどり課

宇都宮市では、市内にある貴重な自然・歴史的景観の保全や良好な都市景観を創造するために、景観法（以下、法という）に基づく「宇都宮市景観計画」と「宇都宮市景観条例」を平成19年9月28日に決めました。平成20年1月1日以降、この制度に基づき、景観計画区域（宇都宮市全域）内において、建築物の建築等や工作物の建設等、また、開発等の行為をしようとする場合は、市への届出が必要となります。

1 届出の手続きフロー

手続きの大まかな流れは次の通りです。これを参考に届出手続きをお願いします。



- ※ 届出が必要な行為に関しては、次頁以降を参照して下さい。
- ※ 原則、届出の受理日から30日間は、工事が着手できません。（法第18条）
- ※ 届出をしない場合は、法に基づく罰則が適用されることがあります。（法第102条）
- ※ 景観形成重点地区等での届出については、基準に適合しない場合、変更命令等を行い、法に基づく罰則が適用されることがあります。（法第17条、第101条、第102条）
- ※ 一部の地域では、宇都宮市景観条例に戻づく事前協議が必要になります。

2 一般の区域（市内全域）

（１）届出の必要な行為

景観計画区域内において、次の行為を行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要です。また、届出した内容を変更する場合も同様に変更の届出が必要です。

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転， 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転， 外観を変更することとなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	別表1のとおり
③ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が 10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の届出については，変更の範囲が，建築物及び工作物の各立面において1/2（50％）以内であるものを除く。

※ 高さは，建築基準法に基づく高さとする。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

別表1 工作物の届出対象行為

種別，内容	届出対象規模
① さく，塀，垣（生け垣を除く。），擁壁等	高さ5mを超えるもの
② 煙突，排気塔等	高さ10mを超えるもの
③ 記念塔，電波塔，物見塔等	
④ 高架水槽，冷却塔等	
⑤ 広告塔，広告板等	
⑥ 鉄筋コンクリート柱，鉄柱，木柱等	高さ15mを超えるもの
⑦ 観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュート，メ リーゴーラウンド等の遊戯施設等	高さ10mを超えるもの 又は 築造面積1,000㎡を 超えるもの
⑧ アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッ シャープラント等の製造施設等	
⑨ ガス，石油製品，穀物，飼料等を貯蔵し，又は処理する 施設等	
⑩ 自動車車庫の用に供する施設等	
⑪ 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設等	

(2) 行為の制限

景観計画区域内の届出対象に対する行為の制限を次のように設けています。

項 目		制 限
外部空間	エントランス	・ 開放的な空間とし、できるだけ植栽やモニュメントなどを設置し、ゆとりと潤いを創りだす。
	駐車場 サービスヤード	・ 周囲に生け垣、腰壁等を設置するなど通り沿いの快適さを保つ。 ・ 立体駐車場は建築物と一体的なデザインとし、街並みに調和させる。
	敷地の境界部	・ 塀、柵などは、生け垣や透視性の高い素材を使う。 ・ シンボルツリー、草花、水面などの季節感を表す緑化修景を行う。
	前面空地	・ 壁面後退をできるだけ行い、通りと一体となる開放的な空間を創り、特に建物の低層部分は街並みに応じたデザインで工夫する。
建築要素	屋根	・ 周辺に調和する形状、材質、色などを選択し、彩度※ ¹ (3 以下)を抑え落ち着いたものとする。
	外壁	・ 周辺の街並みに応じたデザインとし、色調※ ² についても、周辺になじむよう彩度※ ¹ (3 以下)を抑えた色とする。
	外階段	・ 建築物本体との一体感や調和を考慮したデザインとする。
	窓・バルコニー	・ 手すりやルーバーなどは不透明や半透明のものとするなど、建築設備類や洗濯物などを通りから直接見えにくくする。
	建築設備類	・ 設備類は建築物本体に組み込むデザインを行い、また地上に設置する場合はルーバーやパネルで覆い、直接見えにくくする。
	建築物の低層部	・ 充分な開口部を設けるなど、親しみのある街並みを演出する。 ・ 商店街等は透視性のあるシャッターなどを用い、賑わいのある楽しい夜間景観を演出する。
附属施設等	広告物 サイン類	・ 大きさ、色、形状などに配慮し、建築物との一体性を考慮したデザインとする。
	屋外照明	・ 商店街等は、賑わいを高める照明や建築物へのライトアップなど、多様な照明方法を用いて効果的な演出を行う。 ・ 住宅街等は落ち着いたものとする。
	屋内照明	・ 商店街等は、夜間に歩行者が賑わいや楽しさを感じられるような照明を工夫する。
工作物等	広告塔、広告板 高架水槽、擁壁等	・ 周囲の景観に調和した位置、規模、色彩及びデザインとする。
共通項目	植栽緑化 その他	・ 既存の樹木・地形などの自然条件を活かす工夫をする。 ・ 建物等の周辺やのり面は、樹木や草花で緑化を図り、四季の演出をほどこし、潤いを創りだす。

※1 彩度：「マンセル表色系」で色の鮮やかさを表現する尺度で、数値が大きいほど鮮明な色になる。

※2 彩度3以下とする色は、外壁の基調となる色彩であり、各立面の3/4（75%）以上の割合で使用する色彩とする。立面の取り扱い、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材や透明なガラス素材は彩度3以下として取り扱う。

3 景観形成重点地区の届出

3-1 宇都宮駅東口地区（平成20年10月1日施行）

（1）届出が必要な行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50%）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ ③は，各立面の1/2（50%）を超えるものが届出対象行為となる。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

（2）建築物等の行為の制限

項 目			景観形成基準			
			北部ゾーン	中央ゾーン	南部ゾーン	東部ゾーン
建築物・工作物等	建築物の高さの最低限度		駅東口駅前広場に面する敷地のみ12m	—	—	—
	形態意匠	色彩	建築物の屋根・外壁の基調色は，日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により，別表1-1のとおりとする。 ただし，自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして，屋根・外壁の1/4（25%）の範囲において慎重に用いる場合は，この限りではない。			・ 建築物の屋根・外壁の色彩は，YR（黄赤）やY（黄）系，N（グレー）系の低彩度・高明度色を基本とする。 ・ 2階以下の部分は，3階以上と同系の色相を基本とし，やや色味を持たせ，歩行者空間の賑わいを演出する。
		その他	・ 周囲の景観と調和のとれた質の高いものとする。 ・ 自然素材を効果的に使用し，柔らかな表情をつくるよう努める。 ・ できる限り，大谷石等の地場産材を使用する。			
	建築物等の1階部分の配置・形態		・ 壁面等は，できる範囲で前面道路から後退し，通りと一体となって潤いと賑わいのある空間づくりに努める ・ 閉鎖的なシャッターを避け，ショーウィンドー等を設置し，まちの活気と連続感のある街並みに配慮する。			
	駐車場	出入口の位置	駅東口広場通りに面して設置しないこと。 ただし，敷地が駅東口広場通り以外の道路に接しない場合，又は交通安全上若しくは建築物の用途上これにより難しい場合は除く。			—
建築物・	駐車場	形態・意匠・色彩	・ 通りから直接見えないよう，植栽帯などによる修景を行う。 ・ 屋根・外壁の基調色は，別表1を基本とする。			—

工作物等	日よけテント	- 日よけテントを設置する場合は、次の基準の範囲内で必要最小限のものとする。 ① 道路上に張り出す場合は、路面からの高さ2.5m以上、張り出しは敷地境界から道路側に1.5m以内とする。 ② 道路上に支柱を設けない。 ③ 景観上調和のとれた意匠とし、色彩は別表1-2による。	
	照 明	ショーウィンドー・公開空地などの照明については、にぎわいと風格のある良好な夜間景観の形成に努める。	
	自動販売機等の位置	- 直接、駅東口広場通りに面した設置は極力避ける。 - 設置する場合は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩等に配慮する	—
緑の保全・緑化		- 有効空地、敷地の空地部分、敷地の周囲などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこと。 - 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。 - 建築物等への壁面緑化や屋上緑化など、緑の創出に努める。 - 既存樹木の伐採は避ける。	
その他		市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表 1-1 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
建築物等の色彩	Y R（黄赤），Y（黄）	6 以上	3 以下
	R（赤）	6 以上	2 以下
	G（緑），G Y（緑黄）	7 以上	2 以下
	B（青），B G（青緑），P（紫）	7 以上	1 以下
	P B（紫青），R P（赤紫）		

※ 無彩色については、明度6以上とする。

※ 基調色とは、屋根・外壁の基調となる色彩であり、屋根にあつては平面の3/4（75%）、外壁にあつては立面の3/4（75%）以上の割合で使用する色彩とする。

※ アクセントカラー（基調色の適用範囲を超える色彩）として、屋根・外壁の1/4（25%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。

※ 基調色、アクセントカラーそれぞれで定める割合は、立面ごとの割合である。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。

別表 1-2 日よけテントの色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
日よけテント	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	—	8 以下
	G（緑），G Y（緑黄），P（紫）	—	6 以下
	P B（紫青），R P（赤紫）	—	4 以下
	B（青），B G（青緑）		

(3) 屋外広告物の行為の制限（屋外広告物条例の許可基準）

項 目		基 準			
		北部 ゾーン	中央 ゾーン	南部 ゾーン	東部ゾーン
共通基準	意 匠 (形態、色彩等)	・ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ・ 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。(別表１－３) ただし、広告物の地色の１／３以内で使用する場合は、この限りではない。			
	配置・位置	・ 歩行者の視点からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。			
	種 別	・ 自家用広告物のみとする。 ただし、東部ゾーンについては、建物や周辺環境との調和がとれた意匠であり、良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。			
	その他	・ 窓面に屋外広告物を表示しない。(ただし、１，２階部分を除く。) ・ 広告物の照明は、必要最小限の光量とし、点滅等しないものとする。			
種類別基準	屋上広告物	・ 表示しない。			単色の箱文字(切文字)に限る。 ただし、良好な景観形成を図る上で支障のないものと特に認める場合はこの限りではない。
	突出広告物 (袖看板)	(1) 突出し幅は、建築壁面より１．５ｍ以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し不可			(1) 突出し幅は、建築壁面より１．５ｍ以下 (2) 建物の軒高さ以下 (3) 道路面への突き出し幅１．０ｍ以下
	独立広告物	(1) １敷地内の表示面積の合計は、２０㎡以内とする。 (2) １広告物の高さは、６ｍ以下とする。(ただし、複数の営業所等を集約し、共同で設置する広告物については、高さ１０ｍまで可能とする。)			
	壁面広告物	(1) 建物３階床高さ以上の部分には表示しない。ただし、次に該当するものはこの限りではない。 ・ 表示面積の合計は、表示する３階床高さ以上の壁面積の１／１０（１０％）以内とする。 ・ 建物名、事業所名、社章のみの表示とする。 ・ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。 (2) 建物３階床高さ未満の部分の表示面積の合計は、表示する壁面積の１／３以内とする。 (3) 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし、窓面は除く。)			
	その他の 広告物	・ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。			

別表 1－3 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), G Y (緑黄), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	—	6 以下
	B (青), B G (青緑)	—	4 以下

※ ただし、地色の 1 / 3 以内で使用する場合は、この限りではない。

※ 文字、社章等については、この限りではない。

3-2 大通り地区（平成25年1月1日施行、池上町地区は平成23年7月1日施行）

（1）届出が必要な行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50％）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの
⑤ 平面駐車場の新設	すべて

※ ③は，各立面の1/2（50％）を超えるものが届出対象行為となる。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

※ ⑤平面駐車場の新設には，改修（駐車場設備の設置など）を含む。

（2）建築物等の行為の制限

項目		地区	景観形成基準			
			池上町	馬場	大工町	宮の橋
建築物・工作物	建築物の形態意匠	形態	- 大通りに面する1階部分には，商業店舗やサービス施設，ショールーム等を配置し，ガラス張りなど開放的な造りとするよう努める。 - シャッターを設置する場合は，シースルーシャッターとするよう努める。			
		色彩	- 建築物の屋根・外壁の色彩は温もりのある暖色系とし，日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により，別表2-1のとおりとする。 - ただし，自然素材を使用する場合や，アクセントカラーとして外壁の1/20（5％）の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りでない。	- 建築物の屋根・外壁の色彩は風格のある低彩度・高明度色とし，日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により，別表2-2のとおりとする。 - ただし，自然素材を使用する場合や，アクセントカラーとして外壁の1/20（5％）の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りでない。		

建築物・工作物	建築物の形態意匠	その他の意匠	大通りに面する低層階（１～２階）の歩道から見える外壁等の一部に、大谷石を使用する。			
			大通りに面する建築物のファサードの一部に、懐かしさを感じるレトロ調のデザインを取り入れる。	馬場通り交差点部の角地においては、賑わい空間の創出に努める。	—	田川に面した建築物は、田川側の壁面のデザインを建築物の背面的なデザインとしないよう努め、田川沿いの魅力ある景観の形成に努める。
	建築物の壁面の位置	- 大通りに面する１階部分の壁面は、大通りの道路境界から後退するよう努め、緑による潤いづくりなど、快適な空間の創出に努める。 - 大通りに面する中高層階（３階以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と調和するよう努める。				
	日よけテント	大通りに面する建築物で日よけテントを設置する場合は、地区ごとに定めた意匠とするよう努める。				
	照 明	大通りに面する低層階（１～２階）や広場（オープンスペース）は、ライトアップ等の夜間景観に配慮した照明の設置に努める。				
		—	バンバ広場及びその周辺では、シンボリックなライトアップやイルミネーションを行うよう努め、賑わいと魅力ある夜間景観の創出に努める。	—	—	
	設備機器	室外機等の設備機器は、大通りから直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。			室外機等の設備機器は、大通り及び田川から直接見えないよう目隠し板等により遮蔽する。	
	平面駐車場	大通りに面して駐車場を設置する場合は、大通りに面する部分の緑化を行い、工作物等は周辺と調和した色彩とする。				
緑化	大通りに面する１階部分や広場（オープンスペース）は、花や低木等にて緑化を行い潤いある景観を形成する。					
その他	市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。					

別表 2-1 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	—	3 以下
	R（赤）	—	2 以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	6 以上	3 以下
	R（赤）	6 以上	2 以下
準基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄），R（赤）	—	8 以下

別表 2-2 建築物の色彩制限について（宮の橋地区，大工町地区，馬場地区）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	—	3 以下
	R（赤），G Y（緑黄），G（緑）	—	2 以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	—	1 以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	6 以上	3 以下
	R（赤）	6 以上	2 以下
	G Y（緑黄），G（緑）	7 以上	2 以下
	B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	7 以上	1 以下
準基調色（外壁）	R（赤），Y R（黄赤），Y（黄）	—	8 以下
	G Y（緑黄），G（緑） B G（青緑），B（青），P（紫），P B（紫青），R P（赤紫）	—	6 以下

※ 基調色（外壁）無彩色については，明度 6 以上とする。

※ 基調色とは，屋根の概ね全体，外壁の概ね 3/4（75%）以上の割合で使用する色彩とする。

※ 準基調色（外壁）とは，外壁の 1/4（25%）以下の範囲で使用する色彩とする。なお，準基調色の割合のうち，アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として，外壁の 1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は，この限りではない。

※ 外壁色（基調色，準基調色，アクセントカラー）の割合は，立面ごとの割合とする。立面の取り扱いとは，各方向別の 1 面当たりとし，窓面，バルコニー，ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお，自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。

(3) 屋外広告物の行為の制限（屋外広告物条例の許可基準）

項 目			基 準
共通基準	意匠 （形態， 色彩等）	低層階 （１～２階）	・ 各店舗や各地区の個性を活かしたデザインとし，賑わいや活気を演出する。
		中高層階 （３階以上）	・ 「地」の色は，高彩度色を使用しない。（別表２－３） ・ 「図」の色は，過度な多色使いをしない。 ・ 過度な点滅は使用しない。
種 類 別 基 準	屋上広告物		・ 屋上広告は掲出しない。ただし，次に該当するものはこの限りではない。 表示内容が文字・記号のもので，地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの。
	突出広告物 （袖看板）		・ ３階以上に，突出広告は掲出しない。ただし，次に該当するものはこの限りではない。 表示内容が文字・記号のもので，地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの。
	３階以上に 掲出する 壁面広告物		（１） 表示内容は文字・記号とする。 （２） 意匠は箱文字（切文字）とする。ただし，次に該当するものはこの限りではない。 地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のもの。
その他			・ 上記に記載のない広告物については，宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。

別表2－3 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), G Y (緑黄), P (紫) P B (紫青), R P (赤紫)	—	6 以下
	B (青), B G (青緑)	—	4 以下

※ 文字，社章等については，この限りではない。

3-3 白沢地区（平成24年7月1日施行）

（1）届出が必要な行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50％）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ ③は，各立面の1/2（50％）を超えるものが届出対象行為になります。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

（2）建築物等の行為の制限

項 目		景 観 形 成 基 準
外部空間	規模・形状	○ 継承されてきた宿場町の特徴ある敷地形状が作りだすまちなみを維持するため，敷地形状の変更は行わないように努める。
	敷地の境界部	○ 塀や柵は，生垣又は木材を使用したものとし，高さは視線の通る1.5m以下とする。 ○ 旧奥州街道（※1）に面する境界部において，建築物が後退している場合や空地，駐車場とする場合は，まちなみの連続性に配慮し，塀や生垣等の設置に努める。
建築物・工作物等	建築物の高さ制限	○ 原則，周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し，違和感が生じないような高さとする。
	形態意匠	○ 歴史的な風情を残す建築物の外観や，大谷石を活用した石蔵などの保全・活用に努める。 ○ 宿場町の歴史的な趣きに配慮し，和風デザインを採用するなど，周囲の景観と調和のとれた意匠とする。 ○ 木材や石材などの自然素材を効果的に使用し，宿場町の風情の演出に努める。 ○ 屋根は2方向以上に勾配を有する形態に努め，素材については和風感のある瓦又はそれに準ずるものとする。
		○ 外壁・屋根の色彩は歴史的な風情に調和するものとし，基調色（※2）は別表3-1のとおりとする。ただし，自然素材を着色せずに使用する場合，又はアクセントカラーとして外壁の1/20（5％）以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。
建築物・工作物等	設備機器	○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し，直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，植栽や格子などで目隠しし，修景を施すように努める。

	照明	○ 柔らかな光源色の落ち着いた照明を採用し、情緒ある夜間景観の演出に努める。
	自動販売機	○ 旧奥州街道に面した設置は極力避ける。設置する場合は、周囲の景観と調和した色彩やデザインとする。
緑の保全・緑化等		○ 崖線の斜面緑地や寺社などにある貴重な樹木、地区のシンボルとなる樹木を保全・活用する。 ○ 通りを流れる掘割の適正な維持、管理をし、水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。 ○ 有効空地、敷地の空地部分、敷地内の道路に面する部分などには、良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行う。 ○ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る修景植栽とし、潤いを与える演出に努める。
その他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。

※1 旧奥州街道…「宇都宮市景観計画【基準編】」図3「景観形成重点地区（白沢地区）」の区域図において凡例で示した道路を指す。

※2 基調色…建築物等の基本となる色彩であり、建築物等全体の大半を占める色彩。

※3 アクセントカラーで定める割合は、立面ごとの割合とする。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。
なお、自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。

別表3-1 建築物等の色彩制限

区 分	色 相		明 度	彩 度
外壁	有彩色	Y R（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
		R（赤）	6以上	2以下
		上記以外の色相は使用しない		
	無彩色	N（白～黒）	—	—
屋根	有彩色	Y R（黄赤）、Y（黄）	5以下	3以下
		R（赤）、G Y（黄緑）、G（緑）	5以下	2以下
		上記以外の色相	5以下	1以下
	無彩色	N（白～黒）	5以下	—

(3) 屋外広告物の行為の制限（屋外広告物条例の許可基準）

項 目		景観形成基準
共通基準	意匠 (形態・色彩等)	○ 歴史的なまち並みに調和した和風の意匠などを用い、落ち着いた意匠とする。 ○ 色彩は、地色（文字以外の部分）を無彩色または茶系とし、表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。（別表４－２）ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。また、使用できる色彩数（地色を含む）は３色以内とする。 ○ 素材については、木や石などの自然素材、それに類するものの使用に努める。
	総表示面積	○ １敷地内の表示面積の合計は6㎡以内とする。
	配置・位置	○ 高台からの眺望や歩行者の視点からの見通しに配慮した表示位置とする。 ○ 道路上に張り出さない位置とする。
	種別	○ 自家用広告物のみとする。
	その他	○ 広告物の照明は、柔らかな光源色を使用し、情緒ある夜間景観を演出する。
種類別基準	屋上広告物	○ 最上階の屋上には表示しない。 ○ 表示基数は１基までとする。 ○ 表示面積は、３㎡以内とする。
	独立広告物	○ 表示しない。
	壁面広告物	○ 表示基数は２基までとする。 ○ 表示面積の合計は、３㎡以内でかつ壁面積の１／２０（５％）以内とする。 *ただし、塀、柵などの工作物を利用して設置することはできない。
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より１ｍ以下とし、道路面への突き出しは不可とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。 ○ 表示基数は１基までとする。 ○ 表示面積は、１．５㎡/面以内、３㎡/基以内とする。
その他		○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。

備考：○ 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が２㎡以内である場合には、この表の基準は適用しない。

○ 自治会や町内会が設置する地域の案内、歴史や文化の紹介をする案内板等については、この表の基準は適用しない。

別表 3-2 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相		明 度	彩 度
地色部分	有彩色	Y R (黄赤)	—	6 以下
		R (赤), Y (黄)	5 以下	3 以下
		上記以外の色相は使用しない		
	無彩色	N (白～黒)	—	—
表示部分	有彩色	R (赤), Y R (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
		G (緑), G Y (黄緑), P (紫), R P (赤紫)	—	4 以下
		B G (青緑), B (青), P B (青紫)	—	2 以下
	無彩色	N (白～黒)	—	—

3-4 雀宮駅周辺地区（駅西ロゾーン、駅東ロゾーン：平成26年7月1日施行、

停車場線ゾーン：平成27年4月1日施行）

（1）届出が必要な行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50％）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ ③は，各立面の1/2（50％）を超えるものが届出対象行為になります。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

（2）建築物等の行為の制限

項 目			景観形成基準		
			停車場線ゾーン	駅西ロゾーン	駅東ロゾーン
建築物・工作物	建築物の形態意匠	色彩	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は，マンセル値により，別表４－１のとおりとする。 ただし，自然素材を着色せずに使用する場合や，アクセントカラーとして外壁の１／２０（５％）の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は，マンセル値により，別表４－２のとおりとする。 ただし，自然素材を着色せずに使用する場合や，アクセントカラーとして外壁の１／２０（５％）の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。	
		その他 の意匠	○ 建築物の一部に大谷石を使用するよう努める。		
	形態		○ 店舗やサービス施設等は，開放的な造りとし，敷地内の店先などにベンチ等を設置するなど，快適な空間の創出に努める。	○ 建築物は，開放的な造りや道路境界からの後退などにより，ゆとりある空間を創出し，田園風景との調和に努める。	
	設備機器		○ 室外機等の設備機器は，道路からの見え方に配慮し，直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，植栽や格子などで		

		目隠し修景を施す。	
	照明	○ 店舗やサービス施設、広場（オープンスペース）は、ライトアップ等を行うなど、夜間景観に配慮するよう努める。	○ 照明を設置する場合は、やわらかい光源とする。
	その他	○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は、必要最小限とし、意匠や色彩に配慮する。また、複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は、掲出しない。	
緑化		○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、潤いを与える演出に努める。	
その他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表４－１ 建築物等の色彩制限（停車場線ゾーン、駅西口ゾーン）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	3以下
	G Y（緑黄）、G（緑）、B G（青緑） B（青）、P B（紫青）、P（紫）、R P（赤紫）	—	2以下
基調色（外壁）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	6以上	3以下
	G Y（緑黄）、G（緑）、B G（青緑） B（青）、P B（紫青）、P（紫）、R P（赤紫）	6以上	2以下
準基調色（外壁）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	6以下
	G Y（緑黄）、G（緑）	—	4以下
	B G（青緑）、B（青）、P B（紫青）、 P（紫）、R P（赤紫）	—	3以下

※ 基調色（外壁）の無彩色については、明度6以上とする。

※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3/4（75%）以上の割合で使用する色彩とする。

※ 準基調色（外壁）とは、外壁の1/4（25%）以下の範囲で使用する色彩とする。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。

※ 外壁色（基調色、準基調色、アクセントカラー）の割合は、立面ごとの割合とする。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材及び透明なガラス素材は基調色として扱う。

別表 4－2 建築物等の色彩制限（駅東口ゾーン）

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	5 以下	3 以下
	R（赤），G Y（緑黄），G（緑）	5 以下	2 以下
	B G（青緑），B（青），P B（紫青），P（紫），R P（赤紫）	5 以下	1 以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	6 以上	3 以下
	R（赤），G Y（緑黄），G（緑）	6 以上	2 以下
	B G（青緑），B（青），P B（紫青），P（紫），R P（赤紫）	6 以上	1 以下

※ 基調色（外壁）の無彩色については，明度 6 以上とする。

※ 基調色とは，屋根，外壁の概ね全体で使用する色彩とする。

※ 外壁色（基調色，アクセントカラー）の割合は，立面ごとの割合とする。立面の取り扱いは，各方向別の 1 面当たりとし，窓面，バルコニー，ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。
 なお，自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。

(3) 屋外広告物の行為の制限（屋外広告物条例の許可基準）

項 目		基 準		
		停車場線ゾーン	駅西口ゾーン	駅東口ゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表4-3) ただし, 広告物の地色の1/3以内で使用する場合は, この限りではない。		
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は, 20㎡以内とする。	—	
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。		
	その他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。		
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。		
	独立広告物	○ 表示面積は10㎡/面以内とする。		
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は, 10㎡以内で, かつ壁面積の1/3以内とする。	○ 表示面積の合計は, 20㎡以内で, かつ壁面積の1/3以内とする。	
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とする。 ○ 表示面積は, 1.5㎡/面以内, 3㎡/基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。		
	上記の広告物	○ 上記に記載のない項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。		
	その他の広告物	○ 上記に記載のない広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。		

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には, この表の基準は適用しない。

別表4-3 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	GY (緑黄), G (緑), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	6以下
	BG (青緑), B (青)	—	4以下

※ 文字, 社章等については, この限りではない。

※ 無彩色については, 制限を受けない。

3-5 岡本駅周辺地区（平成29年1月1日施行）

（1）届出が必要な行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50％）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ ③は，各立面の1/2（50％）を超えるものが届出対象行為になります。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

（2）建築物等の行為の制限

項 目			景観形成基準
建築物・工作物	建築物の形態意匠	色 彩	○ 建築物の屋根・外壁の色彩は，マンセル値により，別表5-1のとおりとする。ただし，自然素材を着色せずに使用する場合や，アクセントカラーとして外壁の1/20（5％）の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。
		建築物の位置	○ 歩行者にゆとりや開放感を与えるため，壁面は道路境界から1m以上後退するよう努める。
		その他の意匠	○ まとまりのある街並み景観を創出するため，統一した照明や広告物などの装飾を設置するよう努める。 ○ 建築物や外構等，外観の一部に，地場産材である大谷石を効果的に使用するよう努める。
	形 態		○ 店舗やサービス施設等は開放的な造りとし，店先にはベンチを設置するなど，憩いの空間を創出するよう努める。また，住宅については庭先にベンチを設置するなど，交流できる空間を創出するよう努める。
	設備機器		○ 室外機等の設備機器は，道路からの見え方に配慮し，直接見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は，植栽や格子などで目隠し修景を施す。
	照 明		○ 夜間景観を演出するために，店舗やサービス施設には，間接照明やアプローチライト等を設置するよう努める。また，住宅についてはガーデンライトや門灯等の照明を設置するよう努める。
	そ の 他		○ 窓ガラスの内側に広告物を貼り付ける場合は，必要最小限とし，意匠や色彩に配慮する。また，複数の窓ガラスを連続して使用することで意味を成す広告物は，掲出しない。

緑 化	○ 季節感のある花や緑により、彩りとうるおいを創出するため、空地部分、付属駐車場、敷地内の道路に面する部分等に花壇のスペースを設けるなど緑化を行う。
そ の 他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。

別表 5－1 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	3 以下
	G Y（緑黄）、G（緑）、B G（青緑） B（青）、P B（紫青）、P（紫）、 R P（赤紫）	—	1 以下
基調色（外壁）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	5 以上	3 以下
	G Y（緑黄）、G（緑）、B G（青緑） B（青）、P B（紫青）、P（紫）、 R P（赤紫）	5 以上	1 以下
準基調色（外壁）	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	6 以下
	G Y（緑黄）、G（緑）	—	4 以下
	B G（青緑）、B（青）、P B（紫青）、 P（紫）、R P（赤紫）	—	3 以下

※ 基調色（外壁）の無彩色については、明度 5 以上とする。

※ 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね 3/4（75%）以上の割合で使用する色彩とする。

※ 準基調色（外壁）とは、外壁の 1/4（25%）以下の範囲で使用する色彩とする。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の 1/20（5%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。

※ 外壁色（基調色、準基調色、アクセントカラー）の割合は、立面ごとの割合とする。立面の取り扱いとは、各方向別の 1 面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。

(3) 屋外広告物の行為の制限

項 目		景観形成基準
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	○ 建物や周辺環境との調和のとれた意匠とする。 ○ 色彩は, 地色に高彩度色の使用を避け, 周囲の景観に調和したものとする。(別表5-2)
	総表示面積	○ 1敷地内の表示面積の合計は20㎡以内とする。
	種 別	○ 自家用広告物のみとする。
	そ の 他	○ 広告物の照明は, 派手な電飾等を控え, 点滅照明や映像装置を使用しないものとする。
種類別基準	屋上広告物	○ 表示しない。
	独立広告物	○ 表示面積は10㎡/面以内とする。
	壁面広告物	○ 表示面積の合計は10㎡以下で, かつ, 壁面積の1/3以下とする。
	突出広告物 (袖看板)	○ 突き出し幅は建築壁面より1m以下とする。 ○ 表示面積は, 1.5㎡/面以内, 3㎡/基以内とする。 ○ 設置位置は建物の軒高さ以下とする。
	上記の広告物	○ 上記に記載の無い項目については, 宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
その他の広告物		○ 上記に記載の無い広告物については, 宇都宮市屋外広告物条例の基準を準用する。

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって, 敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には, この表の基準は適用しない。

別表5-2 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8以下
	GY (緑黄), G (緑), PB (紫青), P (紫), RP (赤紫)	—	6以下
	BG (青緑), B (青)	—	4以下

※ 文字, 社章等については, この限りではない。

※ 無彩色については, 制限を受けない。

3-6 大谷地区（令和3年1月1日施行）

（1）届出が必要な行為

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の1／2（50％）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ ③は，各立面の1／2（50％）を超えるものが届出対象行為になります。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

（2）建築物等の行為の制限

項 目			景観形成基準
建築物・工作物等	形態意匠	形態	○ 現存する大谷石の石蔵など適切な管理のうえ，保全に努める。 ○ 建築物の外壁の一部に，大谷石を使用する。ただし，外構の一部に使用している場合を除く。 ○ 大谷石を建築物に使用する際には，周辺のまちなみや自然景観にも配慮した上で，仕上げ方や，素材の風合いを活かした張り方を計画するよう努める。 ○ 建築物の外構は大谷石や植栽を積極的に計画し，沿道からの見え方に配慮するよう努める。 ○ 周辺のまちなみや大谷石の岩肌への眺望に配慮した高さになるよう努める。
		色彩	○ 建築物等の外壁・屋根の色彩は，大谷石や緑を引き立てる落ち着いた色合い（低彩度・低明度）のものとし，日本産業規格のZ8721に定める三属性（以下「マンセル値」という。）により，別表6-1のとおりとする。ただし，自然素材を使用する場合，又はアクセントカラーとして外壁の1／20（5％）以内の範囲において景観に配慮し用いる場合は，この限りではない。 ○ 大規模行為に該当する工作物は，落ちついた色彩となるよう外壁の基調色の色彩基準に合わせ，反射を抑えたものとする。
	敷地の境界部		○ 現存する大谷石の塀など適切な管理のうえ，保全に努める。 ○ 垣・柵・塀は，大谷石や木材など，自然素材を使用したもの又は生垣とし，その高さは視線が通るように配慮するよう努める。
	設備機器		○ 室外機等の設備機器は道路からの見え方に配慮し，植栽や格子などで目隠し修景を施すよう努める。
	太陽光パネル		○ 建築物に太陽光パネルを設置する場合には，低彩度・防眩性のある屋根一体型のものの採用に努める。

	照明	○ 大谷石建造物のライトアップにより、夜間も楽しめる景観の演出に努める。 ○ 道路に面したエントランスや外構を灯すよう努める。 ○ 間接照明や色温度が低い照明を採用し、夜間景観の演出に努める。 ○ 投光器等による天空への照射は行わないようにする。
	自動販売機	○ 落ち着いた色彩を採用し、周囲を囲うなどして目隠し修景を施すよう努める。 ○ 写真やイラストを使用したものは極力避ける。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。
太陽光発電施設		○ 道路や高所からの見え方に配慮し、囲障（大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣）で目隠し修景を施すこと。
緑の保全・緑化等		○ 敷地内の道路に面する部分には植栽等を積極的に行うなど、良好な景観の形成に努める。
そ の 他		○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。

別表 6－1 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
基調色（屋根）	Y R（黄赤），Y（黄）	5 以下	3 以下
	R（赤），GY（黄緑），G（緑）	5 以下	2 以下
	上記以外の色相	5 以下	1 以下
基調色（外壁）	Y R（黄赤），Y（黄）	3 以上 7 以下	3 以下
	R（赤），GY（黄緑），G（緑）	3 以上 7 以下	2 以下
	上記以外の色相	3 以上 7 以下	1 以下
準基調色（外壁）	Y（黄）	8 以上	3 以下
	Y R（黄赤），R（赤），GY（黄緑），G（緑）	8 以上	2 以下
	上記以外の色相	8 以上	1 以下

※1 基調色（屋根）の無彩色については、明度5以下とします。

※2 基調色（外壁）の無彩色については、明度3以上7以下とします。

※3 準基調色（外壁）の無彩色については、明度8以上とします。

※4 基調色とは、屋根の概ね全体、外壁の概ね3／4（75％）を超える割合で使用する色彩とします。なお、外壁に自然素材を使用する場合は、基調色の割合に含めます。

※5 準基調色とは、外壁の1／4（25％）以下の割合で使用する色彩とします。なお、準基調色の割合のうち、アクセントカラー（準基調色の適用範囲を超える色彩）として、外壁の1／20（5％）以下の範囲において用いる場合は、この限りではありません。

(3) 屋外広告物に関する行為の制限

項 目			基 準
共通基準	意匠（形態、色彩等）	全体	○ まちなみとの調和がとれた意匠とするよう努める。
		色彩	○ 屋外広告物に用いる色彩は、まちなみの中で過度に目立ちすぎないように高彩度色の使用を避け、周辺の景観に調和したものとする。ただし、自然素材を着色せずに使用する場合は、この限りではない。（別表6－2） ○ 色彩は3色までの使用に努める。
		素材	○ 表示面の素材は、大谷石や木材などの使用に努める。
		イラスト・写真	○ 広告物に人物の写真（その他人物の写真に類する画像）は使用しないよう努める。 ○ 広告物にイラストや写真を極力使用しないこととする。やむなく使用する場合は、大谷の観光振興に資するものとなるよう努める。
	配置・位置		○ 1つの建物に複数の広告物を設置する場合は、整然とした配置や部分的に色彩を揃えるよう努める。
	その他		○ 点滅照明、動光、映像装置を使用しないこと。
種類別基準	屋上広告物		○ 表示しないこととする。
	独立広告物	敷地内広告板	○ 表示面積は6㎡以内／面で、かつ合計12㎡以内／基とする。 ○ 高さ6m以下とする。
		敷地内広告塔	○ 表示面積は6㎡以内／面で、かつ合計24㎡以内／基とする。 ○ 高さ6m以下とする。
		野立広告物広告板	○ 表示面積の合計は、6㎡以内とする。 ○ 高さ3m以下とする。
		野立広告物広告塔	○ 表示面積は、6㎡以内／面で、かつ合計24㎡以内とする。 ○ 高さ6m以下とする。
	壁面広告物		○ 表示面積の合計は12㎡以内／面で、かつ、表示する壁面の面積1／4以下とする。 ○ 店舗名等を表示する場合は、切り文字など建物に馴染みやすい物とするよう努める。

項 目		基 準
種 類 別 基 準	突出広告物 (袖看板)	○ 表示面積は5㎡以内／面で、かつ合計10㎡以内とする。 ○ 設置する高さ(上端)は建物の軒の高さ以下とする。 ○ 突き出し幅は、建築壁面より1m以下とする。ただし、道路へ突き出しはできないこととする。 ○ 表示基数は1基までとするよう努める。
	のぼり旗	○ 位置は、相互間距離を6m以上確保するよう努める。
	上記の広告物	○ 上記に記載のない項目については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
その他の広告物		○ 上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。

備考： 表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には、この表の基準は適用しません。

別表6－2 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	Y R (黄赤), Y (黄)	—	6 以下
	R (赤), G Y (黄緑), G (緑)	—	4 以下
	上記以外の色相	—	3 以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではありません。

※ 文字、社章等については、この限りではありません。

※ 無彩色については、制限を設けません。

3-7 鬼怒通り駅東地区（令和7年4月1日施行）

（1）届出が必要な行為

対 象 行 為	届 出 対 象 規 模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更の範囲が建築物，工作物の全体の1／2（50％）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの
⑤ 平面駐車場の新設	すべて

※ ③は，各立面の1／2（50％）を超えるものが届出対象行為になる。

※ ⑤平面駐車場の新設には，改修（駐車場設備の設置など）を含む。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物は，宇都宮市屋外広告物条例に基づき掲出する場合，届出対象から除外する。

（2）建築物等の行為の制限

項 目			景観形成基準		
			西ゾーン	中央ゾーン	東ゾーン
建築物・工作物等	形態意匠	形態	○ 鬼怒通りに面する建築物の中高層階（3階床高さ以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と揃えるよう努める。		
		色彩	○ 中高層階は街並みに圧迫感を与えないように配慮した色彩とし、低層階の部分は、歩行者空間の賑わいを演出するため、中高層階と同系の色相を基本としやや色味を持たせる。 ・ 建築物の屋根・外壁の色彩は、Y R（黄赤）やY（黄）系、N（グレー）系の低彩度・高明度色を基本とし、マンセル値については別表7－1のとおりとする。 ただし、自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして屋根・外壁の1／4（25％）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。		
		その他	○ 風格ある街並みを形成するため、大谷石などの地場産材や自然素材を効果的に使用する。		
			○ 宇都宮の玄関口にふさわしい街並みの形成を目指す景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）と連続した景観形成に努める。		
	建築物の1階部分の配置・形態	○ 快適な空間の創出のため、鬼怒通りに面する壁面の後退や公共空間と連続したオープンスペースの確保などに努める。			

		○ 低層階の商業店舗は、ショーウィンドー等を配置し、ガラス張りなど開放的な造りとなるよう努める。 ○ シャッターを設置する場合は、まちの賑わいを分断しないようシースルーシャッターとするよう努める。	○ 低層階の壁面は、周辺の住宅地景観に配慮して落ち着いた雰囲気とするよう努める。
	照明	○ 風格のある良好な夜間景観を形成するため、鬼怒通りに面するショーウィンドーやオープンスペースなどへの照明の設置に努める。 ○ 賑わいを演出するため、鬼怒通りに面する建築物の低層階の壁面は、ライトアップやイルミネーションを行うように努める。	○ 落ち着いた雰囲気を演出するため、鬼怒通りに面する建築物は、フットライト等の設置に努める。
	付属施設等の配置等	○ 機械式駐車場や室外機、ごみ集積所等の付属施設は、配置の工夫や植栽による修景等により鬼怒通りからの見え方に配慮するとともに、建築物と調和した色彩とする。 ○ 自動販売機は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩に配慮する。	
	緑の保全・緑化	○ 潤いのある景観を形成するため、敷地内や建築物の壁面等を積極的に緑化する。 ・ 緑化面積の敷地面積に対する割合を1／10（10％）以上確保する。 ・ 季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る植栽に努める。	
	平面駐車場	○ 鬼怒通りに面して設置する場合は、植栽帯などにより鬼怒通りに面する部分にまちなみを彩る植栽を行う。 ○ 工作物等は周辺と調和した色彩とし、別表7－1のとおりとする。	
	その他	○ 市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表7－1 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
建築物等の色彩	Y R（黄赤），Y（黄）	6 以上	3 以下
	R（赤）	6 以上	2 以下
	G（緑），G Y（緑黄）	7 以上	2 以下
	B（青），B G（青緑），P（紫） P B（紫青），R P（赤紫）	7 以上	1 以下
	N（無彩色）	6 以上	－

※ 自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして屋根・外壁の1／4（25％）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。なお、アクセントカラーの割合は、立面ごとの割合とする。立面の取り扱いは、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。

(3) 屋外広告物に関する行為の制限

項 目		基 準		
		西ゾーン	中央ゾーン	東ゾーン
共通基準	意匠 (形態、色彩等)	○ 建築物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○ 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。(別表7-2) ただし、広告物の地色の1/3以内で使用する場合はこの限りではない。 ※ 文字、記号(社章含む)等については、この限りではない。 ※ 無彩色については、制限を設けない。		
	配置・位置	○ 歩行者の視点やライトライン車窓からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。		
	その他	○ 過度に点滅する照明は使用しない。		○ 広告物の照明は、必要最小限の光量とし、点滅照明、動光及び映像装置を使用しない。
種別基準	屋上広告物	○ 表示内容が文字・記号のもので、地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のものに限る。		
	突出広告物 (袖看板)	○ 突出し幅は建築壁面から2m以内とする。 ○ 道路に突き出す場合は以下の通りとする。 ・ 突き出し幅は道路上の出幅1m以内とする。 ・ 高さは地上から下端までが歩道上にあつては2.5m以上、それ以外は4.5m以上とする。 ○ 表示面積は1面に付き10㎡以内でかつ合計20㎡以内とする ○ 建築物の3階床高さ以上に設置する場合は店舗・事業所名に限る。		○ 突出し幅は建築壁面から2m以内とする。 ○ 道路へ突き出すことはできない。 ○ 表示面積は1面に付き5㎡以内でかつ合計10㎡以内とする。
	独立広告物	○ 1敷地内の表示面積の合計は20㎡以内とする。 ○ 1広告物の高さは6m以下とする。(ただし、複数の営業所等を集約し、共同で設置する広告物については高さ10mまで可能とする。)		
	壁面広告物	○ 建築物の3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし次に該当するものはこの限りではない。 ・ 表示面積の合計は表示する建築物の3階床高さ以上の壁面積の1/10(10%)以内とする。 ・ 建物名、店舗・事業所名、社章のみの表示とする。 ・ 箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし窓面は除く。) ○ 建築物の3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は、表示する壁面積の1/3以内とする。		

	その他	○ 上記に記載のない事項については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。
--	-----	---

備考：表示する広告物が自家用広告物であって、敷地内の表示面積の合計が5㎡以内である場合には、この表の基準は適用しない。

別表 7－2 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）	—	8以下
	G（緑）、G Y（緑黄）、P（紫） P B（紫青）、R P（赤紫）	—	6以下
	B（青）、B G（青緑）	—	4以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。

※ 文字、社章等については、この限りではない。

※ 無彩色については、制限を設けない。

4 景観形成推進地区の届出

中里原地区（平成22年1月1日施行）

（１）届出の必要な行為

対象行為	届出対象規模
① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転	建築確認が必要となるもの
③ 建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が，建築物及び工作物の全体の1/2（50％）を超えるもの
④ 都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000㎡（1ha）を超えるもの

※ ③は，各立面の1/2（50％）を超えるものが届出対象行為になります。

※ 広告塔，広告板等の屋外広告物について，宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可を受けたものは，届出対象から除外する。

（２）建築物等の行為の制限

項 目		景観形成基準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
建築物・工作物	形態意匠	建築物の屋根・外壁の基調色は，マンセル値により，別表8－1のとおりとする。 ただし，自然素材や表面に着色を施していない素材を使用する場合やアクセントカラーとして，屋根・外壁の1/4（25％）の範囲において慎重に用いる場合は，この限りではない。	
緑 化		- 有効空地，敷地の空地部分，敷地内の道路に面する部分などには良好な景観を形成するための植栽等を積極的に行うこととする。 - 季節感のある花や緑を用い，まちなみを彩る修景植栽とし，潤いを与える演出に努める。 - 緑地面積の敷地面積に対する割合（緑化率）を1/20（5％）以上確保することとする。	
その他		市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については，上記の基準のほか，大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。	

別表 8-1 建築物等の色彩制限

区 分	色 相	明度(外壁のみ)	彩 度
建築物等の色彩	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	6 以上	3 以下
	上記以外の色相	6 以上	2 以下

※ アクセントカラー（基調色の適用範囲を超える色彩）として、屋根・外壁の1/4（25%）以下の範囲において用いる場合は、この限りではない。

※ 外壁色（基調色、アクセントカラー）の割合は、立面ごとの割合とする。立面の取り扱い、各方向別の1面当たりとし、窓面、バルコニー、ドア等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。

（3）屋外広告物の行為の制限（屋外広告物条例の許可基準）

項 目		基 準	
		住宅地ゾーン	沿道サービスゾーン
共通基準	意 匠 (形態, 色彩等)	- 建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 - 色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。(別表8-2) ただし、広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない	
	総表示面積	1敷地内の表示面積の合計は、20㎡以内とする。	—
	配置・位置	道路上に張り出さない位置とする。	
	種 別	自家用広告物のみとする。	
	そ の 他	広告物の照明は、派手な電飾等を控え、点滅照明や映像装置等を使用しないものとする。	
種類別基準	屋上広告物	表示しない。	高さ3m以下で、表示面積40㎡以内とする。
	独立広告物	(1) 1敷地内の表示基数は、2基までとする。 (2) 高さ6m以下で、表示面積10㎡以内とする。	(1) 1敷地内の表示基数は、必要最小限とする。 (2) 高さ10m以下で、表示面積20㎡以内とする。
	壁面広告物	表示面積の合計は、10㎡以内でかつ壁面積の1/10（10%）以内とする。	表示面積の合計は、20㎡以内でかつ壁面積の1/10（10%）以内とする。
	その他の広告物	上記に記載のない広告物については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。	

別表 8-2 屋外広告物の色彩制限

区 分	色 相	明 度	彩 度
屋外広告物	R (赤), YR (黄赤), Y (黄)	—	8 以下
	G (緑), GY (緑黄), P (紫) PB (紫青), RP (赤紫)	—	6 以下
	B (青), BG (青緑)	—	4 以下

※ ただし、地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。

※ 文字、社章等については、この限りではない。

5 届出に必要な書類等

- ・ 宇都宮市内の届出窓口はすべて市景観みどり課（市役所１０階）で行っています。
- ・ 届出書は、正副あわせて２部必要です。
- ・ 書類は、すべてＡサイズをお願いします。

行為の種類 図書の種類	建築物の 建築等	工作物の 建設等	開発行為
(1) 届出書	○	○	○
(2) 委任状	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて
(3) 位置図（付近見取図）	○	○	○
(4) 写 真	○	○	○
(5) 配置図	○	○	—
(6) 立面図	○	○	—
(7) 植栽配置図	必要に応じて	必要に応じて	—
(8) 外構図	必要に応じて	必要に応じて	—
(9) 設計図（設計概要書）	—	—	○
(10) チェックシート	○	○	○
(11) その他	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて

- (1) **届出書**（景観法施行規則第１条第１項、宇都宮市景観条例施行規則第５条第１項）
- ・ 届出書の欄には、当該行為をしようとする者の氏名及び住所を記入してください。ただし、法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。
 - ・ 行為の場所は、住居表示ではなく地名地番を記入してください。
 - ・ 地域・ゾーン種別は、景観計画において分類されているもののうちから該当するものにそれぞれ○で囲んでください。
 - ・ 行為の期間については、当該行為の着手予定日及び完了予定日を記入してください。
 - ・ 行為の種類については、該当する□にレを記入し、行為区分を○で囲んでください。
 - ・ 届出の内容に係る照会先欄には、届出者以外の者（設計者、工事施工業者等）へ照会を希望する場合に記入してください。
- (2) **委任状**
- ・ 届出者等の代理人が届出書を提出する場合に必要です。
 - ・ 届出者等の代理人が届出書類を訂正する場合には必ず必要です。
- (3) **位置図（付近見取図）**（景観法施行規則第１条第２項第１号イ）
- ・ 縮尺２５００分の１以上の都市計画図（白図）等に、当該行為を行う敷地の位置及びその周辺の状況を表示してください。
 - ・ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。
 - ・ 周辺との関係がわかるように届出位置を用紙のおおよそ中心とし、「行為地」と明記してください。
- (4) **写 真**（景観法施行規則第１条第２項第１号ロ）

- ・ 当該行為を行う敷地全体及び当該敷地の周辺の状況がわかる写真を原則 3 点以上提出してください。
 - ・ 上記の写真については、A 4 用紙に貼付又は印刷したもので提出してください。
 - ・ 写真撮影位置、方向について、配置図等に記入してください。
- (5) **配置図**（景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号ハ）
- ・ 原則、縮尺 1 0 0 分の 1 以上の平面図に、当該届出の対象となる建築物の位置又は工作物の位置を表示してください。
 - ・ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。
- (6) **立面図**（景観法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号ニ）
- ・ 原則、縮尺 5 0 分の 1 以上で原則 4 面以上の立面図を提出してください。
 - ・ 上記の立面図における建築物又は工作物には彩色を施してください。なお、色彩についてはマンセル値（色相、明度、彩度）使用し、立面毎に割合も記載してください。
- (7) **植栽配置図**
- ・ 当該届出の対象となる建築物又は工作物の同一敷地内で植栽する場合は、当該植栽の位置及び植栽する樹種を表示する縮尺 1 0 0 分の 1 の図面を提出してください。なお、位置等を配置図に表示できる場合は、配置図を利用いただいても結構です。
 - ・ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。
- (8) **外構図**
- ・ 当該届出の対象となる建築物又は工作物の同一敷地内で外構の整備を行う場合は、当該外構整備を行う位置及び形態・意匠を表示する縮尺 1 0 0 分の 1 の図面を提出してください。なお、位置等を配置図に表示できる場合は、配置図を利用いただいても結構です。
 - ・ できる限り北を上にして作成し、縮尺、方位を記入してください。
- (9) **設計図（設計概要書）**（景観法施行規則第 1 条第 2 項第 2 号ハ）
- ・ 当該届出の対象となる開発行為は、設計又は施行方法を明らかにする縮尺 1 0 0 分の 1 以上の図面を提出してください。
 - ・ 宇都宮市開発指導要綱に基づいた事前協議に添付するものと同様のものを提出していただいても結構です。
- (10) **チェックシート**
- ・ 当該届出の対象となる行為すべてにおいて、当該行為を行おうとする者自身が景観形成に配慮したことがわかる図書を提出してください。参考として、別添チェックシートを活用してください。
- (11) **その他**
- ・ 状況により他の資料が必要な場合がありますので、担当者と協議をお願いします。

6 届出書の提出先及び届出についての問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部 景観みどり課（市庁舎 10 階）

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1-1-5

Tel:028-632-2568 / Fax:028-632-5421

e-mail: u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

- ◆ 景観計画の本編及び景観条例の全文が、市のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

宇都宮市HP

[暮らし総合メニュー](#)

⇒

[市政情報](#)

⇒

[都市計画・まちづくり](#)

⇒

[景観まちづくり](#)

⇒

[宇都宮市景観計画](#)

- ◆ 届出様式のダウンロード

景観計画の届出様式は、市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

宇都宮市HP

[申請書・届出書](#)

⇒

[各種申請書・届出書一覧（景観みどり課 景観法に基づく届出等）](#)